

平成25年(厚)第1568号

平成26年11月28日

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取消しを求めるといふことである。

### 第2 再審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、利害関係人と昭和〇年〇月〇日に婚姻したが、平成〇年〇月〇日に離婚した。
- 2 請求人と利害関係人は、平成〇年〇月〇日、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第78条の2第1項の規定に基づく標準報酬の改定又は決定の請求をすること、及び、その請求について、請求すべき按分割合を0.5とすることについて合意した(以下、この合意を「本件合意」という。)
- 3 利害関係人は、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)理事長に対し、本件合意に基づいて、離婚時の年金分割に係る標準報酬改定の請求をし、機構理事長は、同月〇日付で、請求人及び利害関係人に対し、厚年法第78条の6第1項及び第2項の規定により、婚姻期間である昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間を対象期間として、本件合意による按分割合に基づき、標準報酬を改定又は決定する旨の処分(以下、これらを併せて「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。  
不服の理由は、本裁決書添付別紙に記載のとおりである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 厚年法第78条の2第1項の規定によ

れば、第1号改定者(被保険者又は被保険者であった者であつて、厚年法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。)又は第2号改定者(第1号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第1項第2号及び第2項第2号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。)は、離婚等(離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。)、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう。)をした場合であつて、①当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているとき、又は、②厚年法第78条の2第2項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき、のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣に対し、当該離婚等について対象期間(婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。)に係る被保険者期間の標準報酬(第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬をいう。)の改定又は決定を請求することができることとされている。そして、厚年法施行規則第78条の2第1項は、離婚をした場合の上記対象期間は、婚姻が成立した日から離婚が成立した日までの期間であるとしている。  
なお、上記についての厚生労働大臣の権限に関する事務は、機構に委任されているところである(厚年法第100条の4第1項第21号、第23号等参照)。

- 2 本件記録によれば、第2に記載した事実が認められ、したがつて、原処分は、上記の関係法令の定めによつてなされたものであるといふことができる。
- 3 請求人は、本裁決書添付別紙に記載のとおり主張し、実質婚姻期間は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの期間であるとしているが、上記の関係法令の定めにおいて婚姻や離婚という場合は、いずれも法律上の婚姻や離婚を意味するものと解されるのであり、事実上の婚姻状態

やその解消を意味する場合には、その旨明らかに区別して表現され、規定されているところである。したがって、離婚に伴う年金分割の対象期間を、法律上の婚姻期間ではなく、事実上の婚姻関係期間にすべきであるとする請求人の主張は、上記関係法令の定めとは異なるものであり、これを採用することはできない。

- 4 したがって、請求人の主張は認められず、原処分は相当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり裁決する。